

○東京藝術大学役員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第47条の規定に基づき、東京藝術大学役員会（以下「役員会」という。）の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 役員会は、学長及び理事（以下「役員」という。）をもって組織する。

(議決事項)

第3条 学長は、次の各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項
- (2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならぬ事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 本学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 本学の役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する事項
- (6) その他役員会が定める重要な事項

(会議)

第4条 役員会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 議長に事故あるときは又は欠員のときは、あらかじめ学長が指名した理事が議長の職務を代理し又はその職務を行う。

第5条 役員会は、原則として毎週1回、議長が招集する。

2 前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたときは、臨時に役員会を招集することができる。

(運営)

第6条 役員会は、役員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員以外の出席等)

第7条 監事は、役員会に出席することができる。

2 議長は、必要があると認めた場合は、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 役員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、役員会の運営等に関し必要な事項は、役員

会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。